

沖縄県消費生活審議会委員の公募に関する応募要領

1 公募を行う附属機関の概要等

- (1) 名 称 沖縄県消費生活審議会（沖縄県消費生活条例第 42 条）
- (2) 審議事項 沖縄県の消費生活の安定及び向上に関する事項等

2 募集人数及び任期

- (1) 人 数 1 名
- (2) 任 期 委嘱の日（令和 7 年 11 月頃）から 3 年間

3 応募資格

応募できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が 20 歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号（参考 1）に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 消費者問題に関心のある者であること。
- (6) 年 2 回程度開催される審議会に出席可能な者であること。
- (7) 沖縄県消費生活審議会での委員在任期間が通算で 3 年を超えていないこと。

4 応募方法

(1) 申込手続

次の書類を沖縄県生活福祉部生活安全安心課あてに持参又は郵送のいずれかの方法で提出するものとする。

ア 沖縄県消費生活審議会委員応募申込書

イ 小論文【テーマ： 高齢者の消費者被害の防止対策について 】（800 字程度）

(2) 応募期限

令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時 15 分

なお、持参の場合の受付時間は土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵送（簡易書留とすること）の場合は受付最終日の消印まで有効とする。

5 選考方法

生活福祉部附属機関の委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、選考する。
なお、書類審査での選考が困難な場合は、面接を実施する。

6 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。